

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	川口市 予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和3年2月10日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①予防接種の実施に関する事務</li><li>②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務</li><li>③予防接種による実費の徴収に関する事務</li><li>④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li></ol>
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満          2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 予診票発行対象者に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。</li><li>2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。 (予防接種実施状況の登録・修正・照会機能)</li></ol>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム          [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等                              [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</li><li>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</li><li>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</li><li>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</li><li>5. 運用管理機能 基幹システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</li></ol>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム          [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                              [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個別業務システム )

システム3	
①システムの名称	税宛名管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能</p> <p>2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能</p> <p>3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能</p> <p>4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能</p> <p>5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の削除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を削除する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能</p> <p>8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能</p> <p>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム5	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能</p> <p>2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能</p> <p>3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能</p> <p>4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能</p> <p>5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能</p> <p>6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能</p> <p>7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能</p> <p>8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 収納管理システム ）</p>
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	<p>1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能</p> <p>2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 （ 中間サーバ ）</p>



3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</li> </ul> <p>※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】 番号法第19条第7号（別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第4欄（特定個人情報）に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二（第16の2、16の3、115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】 番号法第19条第7号（別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二（第16の2、17、18、19、115の2の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター
②所属長の役職名	地域保健センター長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法で定められた定期予防接種の対象とされる者
その必要性	川口市で実施する予防接種情報を適正に管理するため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別情報: 受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため 4情報および連絡先: 個人の特定や通知等の発送、連絡のため 健康・医療関係情報: 健診(検診)結果等の適正な管理を図るため 生活保護情報: 予防接種の自己負担免除対象者を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健部 保健所地域保健センター



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、生活福祉1課2課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	予防接種に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため								
④使用の主体	使用部署	地域保健センター							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種の対象となる住民であるか否かを確認</li> <li>・生活保護受給による減免の確認</li> </ul>								
情報の突合	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。								
⑥使用開始日	平成28年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b> 健康管理システムデータ入力委託		
①委託内容	予防接種に関するデータ入力業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 サウンズグッド		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	⑥再委託事項	予防接種に関するデータ入力業務の一部
<b>委託事項2</b> 健康管理システム保守業務		
①委託内容	システム保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 両備システムズ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;川口市における措置&gt; 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり

予防接種情報ファイル

- 1 世帯情報
- 2 氏名情報
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 続柄
- 6 住民となった年月日 住民となった届出年月日
- 7 住民となった事由
- 8 住民区分(日本人、外国人)
- 9 世帯主情報
- 10 現住所情報
- 11 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
- 12 消除情報
- 13 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)

(予防接種接種履歴管理項目)

- 1 予防接種の種類
- 2 ワクチンのメーカー
- 3 予防接種の区分(法定・行政措置等)
- 4 接種した医療機関
- 5 接種した量
- 6 接種した日
- 7 請求のあった日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種を受託した医療機関において、身分証明等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。</li> <li>・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。</li> <li>・庁内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受けることができる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。</li> <li>・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</li> <li>・システムについては庁内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・パスワードについては、定期的な変更を義務付けている。</li> </ul>
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データの秘密保持に関する事項(委託契約終了後も含む)</li> <li>・再委託の禁止又は制限に関する事項</li> <li>・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項</li> <li>・事故発生時における報告義務に関する事項</li> <li>・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項</li> <li>・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ○ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> </table>	その内容	-	再発防止策の内容	-		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
その他の措置の内容	生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・バックアップデータを市内別拠点に保管している。
- ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。



8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。</li> <li>・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641
②対応方法	・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－6評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</li> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</li> <li>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</li> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I 関連情報－6評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－7評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2基本情報－⑥事務担当部署	健康増進部 保健センター	保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない

平成30年11月15日	II 特定個人情報ファイルの概要-3特定個人情報の入手・使用-④使用の主体-使用部署	保健センター	地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	IIIリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</li> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西口ロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞆の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。</li> <li>・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。</li> </ul>	<p>【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞆の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。</li> <li>・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。</li> <li>・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	<p>本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul>	<p>【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。</li> <li>・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。</li> <li>・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。</li> </ul> <p>【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。</li> <li>・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。</li> <li>・個人情報記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。</li> <li>・保管場所を定め施錠管理を行う。</li> </ul>	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	I 基本情報－2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム5～7	—	<p>システム5 個人住民税システム システム6 団体内統合宛名システム(宛名システム等) システム7 中間サーバ</p> <p>以下略</p>	事後	
令和2年10月22日	I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施する	事後	実際の事務の状況に併せて記載

令和2年10月22日	I 基本情報-5情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	-	<p>【別表第二における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)</li> <li>・別表第二(第16の3の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2条</li> </ul> <p>【別表第二における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることとされている項)</li> <li>・別表第二(第16の2、17、18、19の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、12の3、13、13の2条</li> </ul>	事後	実際の事務の状況に併せて記載
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要-6特定個人の保管・消去-保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙の帳票類は、鍵のかかる倉庫やキャビネットに保管している。</li> <li>・サーバは、生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部にある。(サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。)</li> <li>・バックアップデータを市内別拠点に保管している。</li> </ul>	<p>&lt;川口市における措置&gt;</p> <p>生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	実際の事務の状況及び国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	III リスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムと接続については、現在未定である。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 略	事後	実際の事務の状況及び国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	III リスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2-リスクに対する措置の内容	-	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 略	事後	実際の事務の状況及び国の記載例により記載変更

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>略	事後	実際の事務の状況及び国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-9従業員に対する教育・啓発-具体的な方法	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅳ開示請求、問合せ-特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22日	V評価実施-手続き①実施日	平成28年1月29日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月10日	評価書名	川口市 予防接種法による予防接種に関する事務 重点項目評価書	川口市 予防接種に関する事務 重点項目評価書	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更

令和3年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	川口市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更
令和3年2月10日	I 基本情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	予防接種法による予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更
令和3年2月10日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	(略) ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①～③(略)	(略) 併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①～③(略) ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	法改正に基づく概要の追記
令和3年2月10日	I 基本情報－4 個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の第10項 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令(※注)で定めるもの  ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2	事前	法改正に基づく追記



<p>令和3年2月10日</p>	<p>I 基本情報－5情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠</p>	<p>【別表第二における情報提供】          ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)          ・別表第二(第16の3の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2条</p> <p>【別表第二における情報照会】          ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項)          ・別表第二(第16の2、17、18、19の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、12の3、13、13の2条</p>	<p>【別表第二における情報提供】          番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。          ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの          ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの          ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】          番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。          ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの          ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの          ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの          ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの          ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの          ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項)          ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p>	<p>事前</p>	<p>法改正に基づく追記</p>
<p>令和3年2月10日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要－3特定個人情報の入手・使用－②入手方法</p>	<p>[ <input type="radio"/> ]フラッシュメモリ</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ</p>	<p>事後</p>	<p>実際の業務にあわせて変更するもの。</p>
<p>令和3年2月10日</p>	<p>III リスク対策－7 特定個人情報の保管・消去－② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>発生あり</p>	<p>発生なし</p>	<p>事後</p>	<p>事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。</p>

令和3年2月10日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－その内容	【ケース1】略	【ケース1】を削除。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和3年2月10日	Ⅲリスク対策－7特定個人情報の保管・消去－②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか－再発防止策の内容	【ケース1】略	【ケース1】を削除。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和3年2月10日	V評価実施手続－1基礎項目評価書－①実施日	令和2年10月22日	令和3年2月10日	事後	基礎項目評価書の見直しの日